

## 仕様書

### 1 業務名

石川県森林公園ホームページリニューアル業務

### 2 業務の目的

石川県森林公園ホームページ(<http://www.shinrinpark-ishikawa.jp/>)について、公園のリニューアルに合わせてデザインを一新し、より「魅力的に」「見やすく」「わかりやすい」サイトとなるようリニューアルすることで、より多くの人に石川県森林公園の魅力をPRし一層の集客を図る。

### 3 委託者

石川県(事務担当:石川県観光戦略推進部観光企画課、石川県森林公園)

### 4 委託期間

委託契約締結日～令和5年3月31日(金)まで

### 5 業務内容

石川県森林公園ホームページについて、構成、デザイン、更新システム(CMS)の構築、ページの作成、動作環境の構築、初期運用支援までをトータルで行うものとする。具体的には、以下の業務等について、県と協議のうえ進めていくものとする。

#### (1) 森林公園ホームページのリニューアル

- ・新サイトの設計に当たっては、サイトマップ及び全ページについてのワイヤーフレームを作成し、要素配置を明確にすること
- ・誰もが見やすく使いやすい、求める情報に容易にたどり着くことができるユーザビリティ・アクセシビリティに十分配慮したサイト構成・デザインとすること。
- ・レスポンシブデザイン(マルチデバイス対応)を導入すること
- ・全体的に、写真や動画、イラストなどを有効活用し、森林公園では何ができるのか、わかりやすく見やすいページを意識すること。特に、トップページは、公園内にどのような施設・設備があるのかが一目でわかるようにし、必要な情報への入り口を適切に配置すること。
- ・印刷した場合に、文字が切れる等の不具合がないようにすること。
- ・リニューアルが予定されている施設については、より重点的に、魅力的に見せられるよう配慮すること。また、R6 年度中に完成が予定されている施設についても、ページを準備しておくこと。

#### 【参考:リニューアル施設の完成時期】

R5 年度中整備完了予定:見晴台、アスレチック、BBQ施設、インフォメーションセンター

R6 年度中整備完了予定:屋内木育施設(ページ必要)、動物愛護センター(リンクのみで可)

- ・既存施設のページについても、必要な情報を絞り、より見やすいページとなるよう配慮すること。

- ・イベント案内ページでは、カレンダーを用いたわかりやすく使いやすいページを作成すること。なお、申込フォームについては、現状のものを引き続き利用して問題ないが、より良い方法を提案することは差し支えない。
- ・ホームページから各種 SNS (YouTube、Facebook、Instagram 等) に誘導できる仕組みを提案すること。

## (2) 更新システム (CMS) の構築

- ・更新システムを導入し、サイト内の全ページを職員が更新できるようにすること。ヘッダーやフッターなど更新できない範囲がある場合には構築前に担当者に伝えた上で更新マニュアルにも記載すること。
- ・ウェブツール等に対し相当の知識を有しない者でも、サイトの統一感や完成度を損なうことなく容易にページの作成、修正等の更新ができるシステムを構築すること。
- ・公開前にプレビューができること。
- ・公開日時および公開終了日時を指定することができること。
- ・ページ単位でパスワードをかけることができること。
- ・ユーザー権限を分けることができ、公開権限や更新範囲などを設定することができること。
- ・目次ページについては下層ページが自動で表示されるようにすること。
- ・サブメニューを設置する場合にはページ階層によって自動で表示されるようにすること。
- ・パンくずリストが自動生成されるようにすること。
- ・バックアップを取る機能があること。
- ・ニュースは複数のカテゴリーで分類することができるようにすること。
- ・不正ログインを防ぐための対策を行うこと。
- ・コンテンツの改ざんやデータの漏洩等のセキュリティリスクを未然に防ぐ対策を備える、安全で安定したサイトを構築すること。また、ホームページの常時 SSL 化証明とする。(リンク先は除く)
- ・Windows、Mac OS、iPhone、Android 端末に搭載されている汎用ソフトウェアの最新版にて閲覧が可能であること。Edge、Chrome、Firefox、Android、iOS の最新バージョンで閲覧が可能であること。
- ・ホームページリニューアル方針は実現しつつも、運用開始後のシステム保守管理 (サーバーソフトウェアやプラグインのアップデート作業等) の負担が少ないシステムを構築すること。

## (3) イラストマップの作成

- ・園内マップ2種類 (全体版、主要エリアの拡大版) とアクセスマップ1種類を作成すること。
- ・園内マップについては、必要最小限の情報が記載されたベースとなるデータのほか、ベースの上に各種情報を追加した案内チラシとなるようなデータもそれぞれ作成すること。
- ・R6 年度整備完了予定の施設も含め作成すること。

#### (4)コンテンツ移行及びその後の運用・保守・管理についての支援

- ・レンタルサーバ事業者の選定にあたり、必要な情報を提供し、支援を行うこと。また、コンテンツ移行に必要な調整、諸手続きについても支援を行い、現環境から新サイトへの移行を滞りなく行うこと。
- ・外部サーバーを利用すること。サーバー構築は受託者が行うものとする。
- ・サーバーは WAF 機能を有するものとする。
- ・サーバーの容量は 300GB 以上とする。
- ・SSL 証明書は受託者が発行し、設定すること。証明書の種類は問わない。
- ・本番とは別に開発サーバーが必要な場合は受託者が用意すること。
- ・職員による操作・運営等に必要なマニュアルを作成し、研修を行うこと。

### 6 業務の進め方

- (1) 受託者は、業務に先立ち業務実施スケジュール・体制計画等を契約後7日以内に提出し、委託者の承諾を得て業務を実施すること。
- (2) 受託者は、委託者の目的及び糸を十分理解した上で、本業務を総括する責任者及び適正な人員を配置し、委託者との連絡・調整を密にしつつ、効率的に業務を進めること。
- (3) 受託者は、適切な実施体制とスケジュールにより業務を実施することとし、業務の実施にあたっては、委託者と綿密な連携を図り、進捗状況及び今後の進め方等を委託者に随時報告するほか、必要に応じて委託者と打ち合わせを行うこと。また、委託者から業務の進捗状況を把握するために資料等を要求された場合は、速やかに提出すること。
- (4) 受託者は、受託者が行う業務の全てを第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる場合は、委託者と協議の上、業務の一部を再委託できるものとする。この場合、事前に委託者に対して書面にて再委託の内容、再委託先(商号又は名称)、再委託先の概算金額、その他再委託先に対する管理方法、必要事項を報告しなければならない。

### 7 成果物の納品

#### (1) 成果物等

- ・作成したホームページソース、著作物の記録保存データ一式
- ・運用管理マニュアル 1部(電子データ含む)

#### (2) 納品場所

石川県森林公園インフォメーションセンター(津幡町字津幡 地内)

#### (3) 納期

令和5年3月31日(金)

## 8 情報セキュリティの確保

- (1) 受託者が業務を行うに当たっては、別紙1「石川県情報調達共通特記仕様書」の該当箇所を遵守すること。
- (2) 個人情報を取り扱う場合は、別紙2「個人情報の取扱いに係る特記事項」を遵守すること
- (3) 受託者は、業務で知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

## 9 著作権等の取扱い

### (1) 著作権の帰属

- ① 成果品及び電子データ等、今回の契約により作成されたコンテンツに係る著作権、構成素材の著作権(二次的著作物の利用に関する原作者の権利を含む)は、委託者に帰属する(ただし、製作途中に政策案などの用途に使用して、成果品として採用されなかった制作物を除く)。
- ② 作成したデータは森林公園のPRのため二次利用できるものとする。また、受託者は、成果品及び構成素材の第三者への利用許諾を認めるものとする。

### (2) 権利処理

- ① 成果品及び構成素材に含まれる第三者の著作権その他全ての権利についての交渉・処理は、従前から所有していたものを含めて受託者が行うこととし、その経費は委託費に含む。
- ② 関係者を含む第三者から異議、苦情の申立、実費又は対価の請求、損害賠償請求等があった場合は、弁護士費用も含め、受託者の責任と負担においてこれを処理すること。
- ③ 納品後、本コンテンツの行使に関するあらゆる二次利用料は、一切発生しないものとする。
- ④ 委託者から提供する以外の写真、画像、イラスト等のデータを使用する場合は、第三者の肖像権・著作権等の権利を侵害することのないよう厳に注意すること。

## 10 瑕疵担保責任

本委託事業における瑕疵担保期間は、契約終了の日から1年間とする。この間に瑕疵が発見された場合は、受託者の責任において修補を行うものとする。

## 11 委託費用の支払い

原則、当該年度事業終了確認後に支払うものとする。ただし、実施状況に応じ、委託者と受託者の協議により、契約金の一部を前金払いで支払うことができるものとする。

## 12 その他

本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、その都度委託者と受託者が協議のうえ決定するものとする。なお、その決定事項並びに変更事項については書面にて確認を行うものとする。